

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

医 療 関 係

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質
無利子

融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの医療関係の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

業務効率化のために
設備・システムを
導入したい

IT導入補助金が活用できます。

IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援。
※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。
※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

